

H18年における「研修」入国者数の内訳			
		H18年(人)	(構成比)
合 計		92,846	100%
国の受入れ	小 計	12,868	13. 8%
	JICA	7,812	8. 4%
	AOTS	4,924	5. 3%
	ILO協会	132	0. 1%
JITCO支援	小 計	68,304	73. 6%
	企業単独型	7,794	8. 4%
	団体監理型	60,510	65. 2%
そ の 他		11,674	12. 6%
	小計	79,978	86. 2%

○19年「技能実習」移行者数 約54,000人  
 ※1年以内で帰国する者: 79,978 - 54,000  
 =約26,000人

この点については、労働市場改革専門調査会第2次報告において、「技能実習に移行せず「研修」のみで1年以内に帰国する場合についても、技能実習に移行する場合の「研修」と同様に、実務研修部分につき労働基準法等を適用することにより、研修制度の濫用を防止する。ただし、JICAなど国の機関や地方自治体などが実施する研修事業であって、原則として実務研修を伴わない場合、入管法上は従来どおり「研修」の在留資格で入国・滞在を認め、労働基準法等を適用しない。」との提言がなされている。

こうした提言を踏まえ、「研修」のみで1年以内に帰国する場合についても、実務研修部分については労働関係法令を適用することとし、在留資格「研修」の取扱い等を整理することが適当である。

なお、その際には、当該研修が短期の単純労働として悪用されがないよう、「研修」としての実効性や、受け入れ体制を確保するための措置について、新たな「技能実習」とのバランスも考慮しつつ、併せて検討することが必要である。

#### IV 我が国の産業構造等の問題

外国人研修生・実習生の数は制度創設以来一貫して増加しており、主な受け入れ先となっている中小零細企業や経済団体等からは制度の維持、拡充を求める声が強い。

実習生を受け入れる動機・背景として、一部の産業・企業において、産業

構造上の問題や労働環境等の状況から日本人従業員を十分に確保できない実態がある。本報告書は、こうした動機等を背景とする受入れにおいて、専ら低賃金労働力としての活用が横行することのないよう、制度の見直しを提言するものである。

他方、本報告書のテーマそのものではないが、労働力確保問題については、なぜ、一部の産業・企業において、日本人従業員を十分に確保できないのかについて、十分な分析を行う必要がある。

例えば、繊維、水産加工、農業などの産業や、近年は、自動車、電機等の下請関係を中心とする機械・金属などのものづくり分野において、国内の若年労働力の確保が困難であるとの声が高まっているが、こうした産業において、若年層を含む国内労働力確保のための職場環境・労働条件改善の努力や事業の高度化、機械化を図る努力が十分なされているとは言い難い。

また、産業のグローバル化、棲み分けが進む中で我が国のように豊かな国において、果たして、全ての産業をフルセットで存置する必要があるかも問われるところであり、むしろ、我が国は、より生産性の高い分野を中心に産業構造を高度化していく必要がある。

さらに、教育訓練機関がサービス系に偏り、ものづくり分野の人材を供給する教育訓練機関が極めて限られるなど、産業分野の需要と、教育訓練機関の状況が大きなミスマッチを生じている。

このように、労働力確保問題については、背景となっている産業構造の問題や、ものづくり分野における人材育成・確保等の在り方についての議論が必要であり、政府全体として、中長期的な産業・経済政策、教育政策等も含めた総合的な観点から議論していくことが必要である。

## おわりに

研修・技能実習制度は、21世紀の国際社会、とりわけ、アジアにおいて指導的地位に立つことが期待される我が国にとって益々重要な意義を持つ制度として、その発展が期待される。一方で、一部の受入れ企業において、研修生・実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれ、深刻な人権侵害も発生している。

こうした中、現行制度を廃止して、労働力確保のための新たな外国人労働力受入れ制度を創設すべき等の意見もあり、当研究会としても、この問題について様々な意見、議論が提起されることを否定するものではない。

しかしながら、どのような制度を検討するにしても、外国人に「低賃金の労働力」としての役割を期待することなく、現行制度で発生している劣悪な労働環境や人権侵害等の問題を阻止・解消することが求められる。

現行制度は、外国人を単なる労働力として受け入れるのではなく、研修・実習を通じて彼らの能力形成を支援することを目的としている。まずは、この制度を本来の趣旨に立ち帰って適正に運用することが急務であり、適正化の可否が、我が国が将来的に外国人との共生社会を築くことができるかどうかの試金石となるものと考える。

本報告を踏まえ、政府をはじめ関係機関が制度適正化に向けて真摯に取り組むことを期待する。